平成２２年（フ）第３９９号
川崎市川崎区中島３丁目18番10号　美和ハイツ202、前住所川崎市川崎区小川町17番地16ハイツ小川町303
債務者　宮本つるえ
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
川崎市多摩区生田１丁目29番２―201号、前住所福井県坂井市丸岡町野中山王第12号26番地
債務者　前川　弘年
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
川崎市中原区宮内４丁目19番20―401号　フォレスト等々力
債務者　池間　政子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
静岡県掛川市下垂木2192番地の17
債務者　中村　和世
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月16日午前11時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
岡山県赤磐市桜が丘西１丁目26番２号、住民票上の住所広島県福山市南松永町２丁目２番８号
債務者　内田　紀美
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５６号
岡山県赤磐市桜が丘西１丁目26番２号、住民票上の住所広島県福山市南松永町２丁目２番８号
債務者　内田由理夫
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０９号
岡山市中区関３番地１
債務者　前田　圭一
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４５１号
埼玉県さいたま市浦和区上木崎６丁目14―28―102
債務者　瀬川えみり
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４５２号
埼玉県川口市芝１丁目18―７―105
債務者　長友　早苗（旧姓武山）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４５４号
東京都新宿区北新宿３丁目２―16―809
債務者　矢島　初枝（旧姓唐渡）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４６４号
東京都足立区舎人６丁目11―７―408
債務者　石塚千代子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４６５号
神奈川県海老名市河原口1091―８―407
債務者　川村　寿代
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５０６号
東京都江東区大島４丁目１―１―832
債務者　島村　恵子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５２２号
東京都目黒区駒場４丁目３―48
債務者　吉村八重子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５２３号
東京都三鷹市下連雀９―５―40―302、住民票上の住所東京都清瀬市野塩１丁目307―１―201
債務者　冨岡　規子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部